

証券コード 2196  
2026年2月27日  
(電子提供措置の開始日2026年2月20日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋小網町6番1号  
**株式会社 エスクリ**  
代表取締役 渋谷 守浩

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.escri.jp/ir/news/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の  
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（エスクリ）又は証券  
コード（2196）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧  
書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認くださいませようお願い申しあげ  
ます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、議決権につきましては、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより事前  
に行使いただくことが可能ですので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類  
をご検討の上、2026年3月16日（月曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い  
申し上げます。

敬 具

記

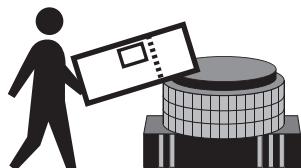
1. 日 時 2026年3月17日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目7番1号 相互館110タワー 11階  
アンジェリオン オ プラザ TOKYO  
(末尾の株主総会会場のご案内をご参照ください。)
3. 目的事項  
決議事項  
議 案 当社と株式会社ノバレーゼとの吸収合併契約承認の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会におけるお土産の配付は行いません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
  - ①株主総会参考書類の議案「当社と株式会社ノバレーゼとの吸収合併契約承認の件」の「3. 会社法施行規則第182条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に定める事項の内容の概要」の「(2) 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項)」の「①吸収合併存続会社の定款の内容(同条第4項第1号イ)」
  - ②株主総会参考書類の議案「当社と株式会社ノバレーゼとの吸収合併契約承認の件」の「3. 会社法施行規則第182条第1項各号(第5号及び第6号を除く。)に定める事項の内容の概要」の「(4) 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項)」の「①吸収合併存続会社についての次に掲げる事項(同条第6項第1号)」の「(ア) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(同号イ)」

# 議決権の行使方法のご案内

## 当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

**2026年3月17日(火曜日)**  
午前10時[受付開始:午前9時30分]

## 当日ご欠席の場合

### 郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

**2026年3月16日(月曜日)**  
午後6時到着分まで

### インターネットによる議決権行使の場合



次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年3月16日(月曜日)**  
午後6時まで

# インターネットによる議決権行使のご案内



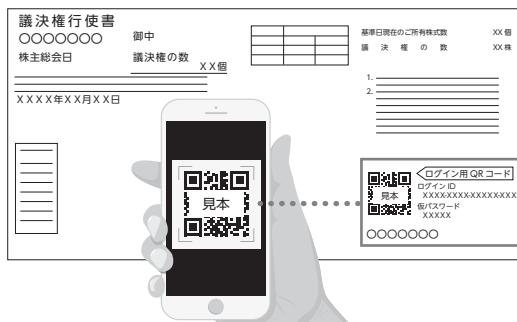
インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年3月16日(月曜日)午後6時まで**

## QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



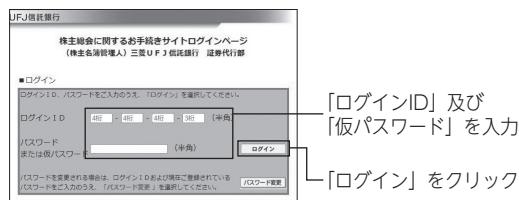
※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

### ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 株主総会参考書類

### 議案 当社と株式会社ノバレーゼとの吸収合併契約承認の件

当社及び株式会社ノバレーゼ（以下「ノバレーゼ」といいます。当社と併せて「両社」といいます。）は、2025年11月14日、各社の取締役会において、2026年4月1日（予定）を効力発生日として両社の経営を両社対等の精神の下で経営統合を決議し、ノバレーゼを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本合併契約のご承認をお願いするものであります。なお、本合併は、両社の株主総会の承認を条件としております。

また、本合併の効力発生日（2026年4月1日予定）に先立ち、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において2026年3月30日付で上場廃止（最終売買日は2026年3月27日）となる予定です。

本合併を行う理由、本合併契約の内容の概要その他本議案に関する事項は、次のとおりです。

## 1. 本合併を行う理由

### (1) 本合併の背景

ノバレーゼは、2000年11月に設立された株式会社ワーカホリック（2002年12月に「株式会社ノバレーゼ」に商号変更。以下「旧ノバレーゼ」といいます。）を前身としており、現在では、挙式・披露宴の企画立案・運営、婚礼衣装のレンタル・販売並びに婚礼飲食及び宴会・一般飲食（ランチ・ディナー）の提供を行うブライダル事業及びレストラン特化型事業を中心に事業を展開しております。その後、旧ノバレーゼは2016年に上場廃止及び組織再編を経て、現在の株式会社ノバレーゼとして事業を継続し、2023年6月には東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場しております。

ブライダル事業セグメントにおいては、主に地方中核都市において、伝統的なヨーロッパ調の建築様式による「ゲストハウス・ウエディング」が多い中、都会的な雰囲気や自然に囲まれた開放的な雰囲気等を演出するシンプルでスタイリッシュなゲストハウスを特徴として打ち出し、出店を行っております。挙式・披露宴に関する様々なアイテムを用意し、オーダーメイド型挙式を通じて「オリジナル感」を演出するとともに、1会場1バンケットを基本として、挙式・披露宴会場を貸し切ることにより、新郎新婦をはじめとして参列される顧客に対して、「プライベート感」を演出する「ゲストハウス・ウエディング」を提供しております。

レストラン特化型事業セグメントにおいては、高級店からカジュアルレストランまで幅広い顧客に飲食を提供しております。料理の質並びにサービスレベルの維持及び向上を通じて、ブライダル事業のレストラン部門における全体レベルの底上げにも貢献しております。

一方で、当社は、2003年6月に設立され、ブライダル関連事業及び建築不動産関連事業を主たる事業として展開してまいりました。2010年3月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、その後市場区分の変更を経て、現在は東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

ブライダル関連事業セグメントにおいては、主に大都市圏において直営施設及び提携施設を通じた挙式・披露宴の企画・運営等のブライダルサービス、ホテルスタイルの施設を通じた宿泊サービス、レストランスタイルの施設を通じたレストランサービス、各種パーティの企画・運営の宴会サービスの提供等を行っております。

建築不動産関連事業セグメントにおいては、飲食店や小売店を中心とした施設の内外装工事の請負及び設計監理業務、戸建住宅やマンションの建築、コンテナ事業、コンサルティングサービス等を行っております。

わが国のブライダル市場は、少子化・婚姻件数の減少、挙式・披露宴に対する価値観の多様化により長期的な縮小傾向が続いています。また、労働力不足に伴い採用市場の競争が激化すると予測されております。このような環境下である一方で、ブライダル市場には一定のシェアを持つ事業者が不在であり、今後淘汰されていくことが想定される中で、両社が統合することでシェアを獲得し拡大していくことが可能と考えております。

このような状況を踏まえ、両社の親会社である株式会社ティーケーピー（以下「ティーケーピー」といいます。）グループのもと、まずは両社の統合を出発点として、業界再編局面を主導し得る経営基盤を確立することを目的として、本合併契約を締結するに至りました。

## （2）本合併の目的

本合併により、両社統合後のブライダル事業売上は391億円、連結全体で455億円規模に達し（注）、国内最大級のブライダルグループとなる見込みです。また、それぞれが得意とする事業領域のメリットを活かし、「式場ネットワークの拡大」「スケールメリットを活かしたコスト削減」「人材・ノウハウの相互補完、採用強化」「ブライダル事業における内製化の拡大」に取り組むことで盤石な体制を築きつつ、「新規事業の創出」により縮小する市場環境の中で攻めの姿勢を確立します。以上の5点を軸に、本合併を実施することによるシナジー効果を発揮し、両社の抱える課題解決・更なる企業価値向上を目指し、本合併を進めてまいります。

（注）ノバレーゼの2024年12月期売上高、当社の2025年3月期売上高を合算し、四捨五入した数値となります。

① 式場ネットワークの拡大

ノバレーゼは、人口25万人以上の地方都市を中心に开店をしており、シンプルかつモダンな造形で上質な空間を演出しトレンドに左右されない施設が特徴であると考えております。一方で、当社は、政令指定都市を中心に开店しており、ビルイン施設、異業種との提携・コラボレーションを特徴としております。

本合併にて都市型・地方型双方の顧客層を包括することで、都心から地方まで全国的にバランスの取れたネットワークを構築できます。また、両社ともに異なる様式の会場や、高価格帯からカジュアルウエディングまで幅広く提供をしております。そのため、立地・様式・価格の各側面について、顧客のニーズに自社ネットワークの中でよりきめ細やかに対応することが可能になり、失注リスクの軽減に繋がると考えております。

さらに、当社が取り組んでいる平日の会場利用促進事業をノバレーゼの会場にも取り込むことで、平日の稼働率の向上を見込めると考えております。

② スケールメリットを活かしたコスト削減

本合併により、衣裳やフラワー等の内製化エリア及びアイテムの拡大、食材及び飲料等の仕入調達力の強化・質の向上、発注数増加によるマーケティング・広告費の削減、システムを統合することによるコスト削減、管理部門の人材が強化されるとともに重複機能を解消することによる管理コスト削減、採用活動の一元化に伴うコスト削減が可能となると考えております。

③ 人材・ノウハウの相互補完、採用強化

本合併により、知名度が向上することで採用活動の競争優位性を確保でき、有能な人材登用や新卒採用の向上に繋がると考えております。また、両社の教育・研修等を統合することで知識・経験を共有しサービス向上を図り、社員のスキルアップ及び顧客満足度向上を目指します。また、規模及びエリア拡大による人材採用の強化が可能となると考えております。

④ ブライダル事業における内製化の拡大

ノバレーゼの強みである、ブライダル事業における周辺事業を当社の事業にも組み込むことができ、内製化の割合を高めることができると考えております。

また、当社独自の商社ルートを利用することで、安価で質の高いワインをノバレーゼの会場に普及させることができます。さらに、当社は独自の建築事業の許認可・運営力を保有しております。これをノバレーゼの施設にも適用させることで、コストを抑えつつ施設の新設・改修を実施することが可能となります。

内製化を行う製品・サービスの提供者・利用者が拡大することにより、量・質ともにフィードバックが向上し、新製品・サービスの提供の確度が高まると考えております。

⑤ 新規事業の創出

ノバレーゼは、海外展開の一環としてアジア地域における出店候補地の精力的な開発を行っているところ、本合併後、ベトナムでのレストラン運営を足掛かりとして現地でのウエディングに係る業務提携等、引き続き可能性を探ってまいります。アジア以外の地域におきましては、米国ハワイ州において「ウエディングフォト事業」及び「スパ事業」を手掛けている子会社を拠点として、周辺分野への展開についても検討を進めてまいります。

さらに、当社が有する建築事業の知見を活用し、施設開発等の可能性を検討するとともに、インバウンド需要への対応や、顧客管理システムの拡充を通じたアフターウエディング分野への展開等により、収益機会の拡大及び顧客満足度の向上を図ってまいります。

本合併により、親会社となるティーケーピーの下でグループの総合力・資金力を活かし、これらの新規事業の取り組みを推進することで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

## 2. 本合併契約の内容の概要

当社とノバレーゼが2025年11月14日付けで締結した本合併契約の内容は、以下のとおりです。

### 吸収合併契約書（写）

株式会社ノバレーゼ（以下「甲」という。）及び株式会社エスクリ（以下「乙」という。）は、甲及び乙の吸収合併に関し、2025年11月14日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり合意し、吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。

#### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社ノバレーゼ

住所：東京都中央区銀座一丁目8番14号

(2) 乙

商号：株式会社エスクリ

住所：東京都中央区日本橋小網町6番1号

#### 第3条（本吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の普通株式の株主（乙を除く。以下「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、基準時において割当対象株主が所有する乙の普通株式の総数（但し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に0.558（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。

2. 前項の対価の割当てについては、甲は、本吸収合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数（但し、会社法第785条の規定に基づき株式の買取りが請求された株式を除く。）に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。
4. 甲は、本吸収合併に際して、乙のA種種類株式の株主に対して、その所有するA種種類株式に代わる金銭等を交付しない。

#### 第4条（甲の資本金等の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、甲及び乙の合意により定めるものとする。

#### 第5条（効力発生日）

本吸収合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。但し、本吸収合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙間で協議の上、合意により、会社法の定めるところに従いこれを変更することができる。

#### 第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

#### 第7条（剰余金の配当等）

甲及び乙は、本契約締結日後、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

#### 第8条（本吸収合併の条件の変更又は解除）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第9条（本契約の効力）

本契約は、(i)本効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会において本契約につき承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに、法令等（外国法を含む。）に定める本吸収合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

## 第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第11条（協議事項）

本契約に規定する事項の他、本吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙間で協議の上これを定める。

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年11月14日

甲： 東京都中央区銀座一丁目8番14号  
株式会社ノバレーゼ  
代表取締役 荻野洋基 ㊟

乙： 東京都中央区日本橋小網町6番1号  
株式会社エスクリ  
代表取締役 渋谷守浩 ㊟

### 3. 会社法施行規則第182条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に定める事項の内容の概要

#### (1) 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、第3項）

##### ① 合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（同条第3項第1号）

##### (ア) 本合併に係る割当ての内容

	ノバレーゼ (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	0.558

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社の普通株式1株に対して、ノバレーゼの普通株式0.558株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、現時点で当社が保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲（本合併の効力発生の直前時）の株式を消却することを予定しているため、当社が2025年12月31日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。

(注2) 本合併により交付するノバレーゼの株式数：普通株式13,100,884株（予定）

上記の交付株式数は、今後、当社の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、本合併の効力発生の直前時までの間に当社の自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

また、ノバレーゼは、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりノバレーゼの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる当社の株主の皆さまにおかれましては、ノバレーゼに関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買することはできません。

・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、ノバレーゼの株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

(イ) 本合併に係る割当ての内容の根拠等

i. 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性・妥当性に配慮し、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。ノバレーゼは第三者算定機関として株式会社日本M&Aセンター（以下「日本M&Aセンター」といいます。）を起用し、当社は第三者算定機関として株式会社J-TAPアドバイザリー（以下「J-TAPアドバイザリー」といいます。）を起用いたしました。

ノバレーゼにおいては、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの法的助言や当社に対する財務・税務・法務DDの結果等を受け、第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、当社と複数回協議を行い、また、ノバレーゼが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併比率を決定いたしました。

その結果、本合併比率は、下記「ii. 合併比率算定に関する事項」の「イ. 算定書の概要」に記載のとおり、ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法のレンジの下限を下回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、ノバレーゼの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

一方、当社においては、下記「③吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、J-TAPアドバイザリーから取得したノバレーゼに対する合併比率算定書及び財務税務DDの結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの法的助言やノバレーゼに対する法務DDの結果等を受けて、第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、ノバレーゼと複数回協議を行い、また、当社が設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「ii. 合併比率算定に関する事項」の「イ. 算定書の概要」に記載のとおり、当社の第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる

合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、当社の一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果、特別委員会の答申書の内容、法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社のそれぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社においてそれぞれ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

## ii. 合併比率算定に関する事項

### ア. 財務アドバイザーの名称並びに当事会社との関係

ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、ノバレーゼの日本M&Aセンターに対するフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての報酬には、本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬（着手金）のほか、本合併の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達した際に支払われるマイルストーン報酬が含まれているとのことです。日本M&Aセンターとしては、本合併の成否が不透明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がノバレーゼの金銭的負担の観点からも望ましく、双方にとって合理性があると考えているとのことであり、ノバレーゼとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により日本M&Aセンターをノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

また、当社の第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、当社は、J-TAPアドバイザーに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

## イ. 算定書の概要

日本M&Aセンターは、東京証券取引所スタンダード市場に上場している両社の普通株式の株式価値算定手法として、複数の株式価値算定手法の中から両社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、両社の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考え方に基づき、以下の手法により算定しています。

具体的には、両社の株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を用いて両社の株式価値算定を行いました。

上記株式価値算定の結果、ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.589~0.687
DCF法	0.473~0.602

市場株価法においては、日本M&Aセンターは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、当社は、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：222円）を基に算定しております。

DCF法においては、日本M&Aセンターは、ノバレーゼについて、ノバレーゼが作成した2025年12月期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。その際、6.3%~6.7%の割引率を採用しております。

また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%~0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、過去のトレンド及び今後の付加価値サービスの向上施策に基づく単価の上昇、出店戦略に基づく受注数の増加により、2025年12月期には対前年度比72.8%増、

2026年12月期には対前年度比31.1%増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは継続した新規出店に係る投資拡大の影響により2026年12月期には対前年度比31.8%増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

他方で、当社については、当社が作成した2026年3月期～2028年3月期までの財務予測にノバレーゼによる合理的な調整を加えた将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、6.3%～6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%～0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、2026年3月期には対前年度比1,152百万円減、2027年3月期には対前年度比553百万円減となるものの、その後、人材教育の強化及びマーケティングの強化により、2028年3月期には対前年度比1,239百万円増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは2027年3月期には対前年度比681百万円減、2028年3月期には対前年度比1,065百万円増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

日本M&Aセンターは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で日本M&Aセンターに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。日本M&Aセンターは両社及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本M&Aセンターによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

一方、J-TAPアドバイザリーは、両社の株式価値の算定方法として、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
ノバレーゼ	当社	
市場株価法	市場株価法	0.558~0.687
DCF法	DCF法	0.524~1.585

市場株価法においては、J-TAPアドバイザリーは、算定基準日を算定書作成日である2025年11月13日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間における株価終値単純平均値（ノバレーゼは、1か月間：338円、3か月間：335円、6か月間：324円、当社は、1か月間：199円、3か月間：214円、6か月間：223円）を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、J-TAPアドバイザリーは、当社について、当社が作成した2026年3月期第2四半期から2028年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%~5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%~0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期について、施行件数が減少する見込みである一方、期中での事業譲受により獲得した2施設の売上貢献により、売上高では大幅な減少は生じないものの、当該新規2施設における店舗運営費用の増加により営業利益及びEBITDAで2025年3月期と比較してそれぞれ▲80.1%、▲37.9%減少する見込みであり、2027年3月期については、コロナによる業績悪化以

降、受注及び施行件数に大きく影響する人材獲得や人材育成・教育に課題があったものの、これまで進めていた施設のスクラップ&ビルドや人材育成・教育の成果により施行件数及び単価の増加が見込まれ、2026年3月期に生じた新規2施設における先行した店舗運営費が収束することから2026年3月期と比較して営業利益及びEBITDAでそれぞれ527.3%、66.6%増加する見込みであり、その結果、フリー・キャッシュ・フローも大幅に増加する見込みです。さらに、2027年3月期については、引き続き人材育成による受注率の増加及び付加価値サービス等に伴う施行件数及び単価がさらに増加する見込みであり、一方で固定費や一過性のコスト等の大幅な増加は見込まれないことから、2027年3月期と比較して営業利益で58.7%増加する見込みです。

また、当該財務予測は、スタンドアロンベースの計画を前提（ティーケーピーによる当社A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は行使しない前提。）として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザリーによる算定にも織り込まれておりません。

(単位：百万円)

	2026年3月期 (9か月)	2027年3月期	2028年3月期
売上高	19,948	27,193	29,088
営業利益	616	1,004	1,593
EBITDA	1,397	1,901	2,455
フリー・キャッシュ・フロー	1,861	979	1,236

他方、ノバレーゼについては、ノバレーゼが作成した2025年12月期第3四半期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は4.94%~5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%~0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込

んでいる事業年度が含まれております。具体的には、過去から直近における単価トレンドが増加傾向であること及び今後の付加価値サービスの向上施策の貢献による単価の上昇を見込んでおり、加えて出店戦略に基づく受注数の増加により、営業利益が対前年比で2025年12月期は72.8%、2026年12月期は31.1%増加することを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎としたJ-TAPアドバイザリーによる算定にも織り込まれておりません。

J-TAPアドバイザリーは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でJ-TAPアドバイザリーに未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。J-TAPアドバイザリーは両社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。J-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、DCF法に提供された両社の財務予測に関する情報については、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPアドバイザリーの算定は、2025年11月13日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

② 合併対価として当該種類の財産を選択した理由（同条第3項第2号）

両社は、本合併に係る当社の株式に対する合併対価として、吸収合併存続会社となるノバレーゼの株式を選択いたしました。両社は、ノバレーゼの株式は東京証券取引所に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されていること、また、当社の株主の皆さまが、ノバレーゼの株式を取得することにより、本合併による統合効果を楽しむことが可能であること等を考慮して、ノバレーゼの株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

③ 吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項（同条第3項第3号）

本合併は、ティーケーピーが本合併の効力発生時において両社それぞれの親会社（支配株主）であることから、両社にとってティーケーピーと一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することに鑑み、これらの問題に対応し、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ノバレーゼは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「①合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「(イ) 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「i. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関である日本M&Aセンターに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、ノバレーゼは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方で当社は、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「①合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「(イ) 本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「i. 割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて決議しました。

なお、当社は、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(イ) 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

一方で当社は、森・濱田松本法律事務所を、本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本取引（下記「(カ) 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」で定義します。）に関して重要な利害関係は有しておりません。

(ウ) 独立したフィナンシャル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、日本M&Aセンターを本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有しておりません。

一方で当社は、株式会社三井住友銀行企業情報部（以下「SMB C企業情報部」といいます。）を本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、株式会社三井住友銀行は、両社に対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、弊害防止措置としてSMB C企業情報部とその他部署との間で行内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、SMB C企業情報部は両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していないことを踏まえた上で、SMB C企業情報部をフィナンシャル・アドバイザーに選任しております。

(エ) ノバレーゼにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

ノバレーゼは、2025年9月12日開催の取締役会の決議により、本合併に関し、ノバレーゼの意思決定に慎重を期し、また、ノバレーゼの取締役会の意思決定過程における意思決定の利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、ティーケーピー及び当社から独立した、ノバレーゼの独立役員（社外取締役である橋本眞史氏及び等健次氏並びに社外監査役である吉川滋氏、平地辰二氏（公認会計士）及び辻角智之氏（弁護士）の5名）によって構成される特別委員会（以下「ノバレーゼ特別委員会」といいます。）を設置しました。

ノバレーゼは、当初から上記5名をノバレーゼ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、ノバレーゼ特別委員会の委員の互選により、ノバレーゼの社外監査役である吉川滋氏が委員長に就任しております。なお、ノバレーゼ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる報酬のみであり、本合併を含む本合併の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対し、以下4項目について諮問し、これらの点についての答申書をノバレーゼ取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本合併の目的は合理的か（本合併がノバレーゼの企業価値向上に資するかを含む。）
  - (ii) 本合併の条件（本合併の対価を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか
  - (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されているか
  - (iv) 上記（i）から（iii）までを踏まえ、本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものであると考えられるか
- （以下、（i）から（iv）を総称して「本ノバレーゼ諮問事項」といいます。）

また、ノバレーゼは、上記取締役会決議において、本合併に関するノバレーゼ取締役会の意思決定は、ノバレーゼ特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本ノバレーゼ諮問事項に対するノバレーゼ特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、ノバレーゼ特別委員会が本合併に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、ノバレーゼ取締役会は、本合併を決定しないこととする旨を決議しております。併せて、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

- (i) 本ノバレーゼ諮問事項の検討にあたって、ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合には、自らのフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する（その場合の合理的な費用はノバレーゼが負担する。）、又は、ノバレーゼが選任するアドバイザーを指名又は承認（事後承認を含む。）する権限
- (ii) ノバレーゼの役職員その他ノバレーゼ特別委員会が必要と認める者に、本ノバレーゼ諮問事項の検討及び判断に必要な情報の収集を求め、これを受領する権限
- (iii) ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合に、ノバレーゼ特別委員会が自ら当社及びティーケーピーと交渉を行い、又は、当社及びティーケーピーとの交渉をノバレーゼの役職員やアドバイザーが行う場合でも、ノバレーゼ特別委員会が適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本合併の取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える権限

上記（i）の権限付与を受けて、ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日に開催された第1回の会合において、ノバレーゼが選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として日本M&Aセンターを、リーガル・アドバイザーとしてアンダー

ソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認しました。また、ノバレーゼ特別委員会は、同会合において、ノバレーゼ特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、潮見坂綜合法律事務所の後藤高志氏（弁護士）を選任しました。なお、後藤高志氏は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

ノバレーゼ特別委員会は、2025年9月12日から2025年11月13日までに、会合を合計13回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本ノバレーゼ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼに資料の提供を求めて検証を行うとともに、ノバレーゼ担当者に対して、本合併の検討経緯、両社を取り巻く事業環境・課題等、両社の直近業績・市場株価に関する認識、ノバレーゼの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、当社との提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、現時点で本合併を実行する必要性、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、本合併のストラクチャー、本合併の条件、ノバレーゼのスタンドアローンベースの事業計画（本合併により実現することが期待されるシナジー効果を織り込まない、本合併なかりせばのノバレーゼ事業計画）の作成経緯及び重要な前提条件等の内容、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社のスタンドアローンベースの事業計画の検証内容、当社との協議・交渉内容、ノバレーゼ内部における本合併の検討体制等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼ特別委員会は、当社に対して、本合併の検討経緯、両社を取り巻く事業環境・課題等、両社の直近業績・市場株価に関する認識、当社の経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、ノバレーゼとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、当社のスタンドアローンベース事業計画の重要な前提条件等の内容等について、書面質問及び質疑応答を行いました。さらに、ノバレーゼ特別委員会は、ティーケーピーに対して、本合併の検討経緯、現時点で本合併を実行する必要性、両社を取り巻く事業環境・課題等、両社の直近業績に関する認識、本合併のティーケーピー及びノバレーゼの少数株主並びに両社における各メリット・デメリット、代替手段の有無、本合併実行

後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併のストラクチャー、当社A種種類株式の転換方針、本合併実行後のノバレーゼ株式の保有方針等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼの財務・税務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から、当社に対する財務・税務DDの結果等に関する説明、並びにノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本M&Aセンターから、本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑を行い、その合理性等について検討いたしました。さらに、ノバレーゼのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びノバレーゼ特別委員会のリーガル・アドバイザーである後藤高志氏に対して本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併に関する意思決定過程、意思決定方法その他本合併に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本合併の検討過程において公正性を担保するために取られた措置等について質疑応答を行いました。

このように、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼと当社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、当社から本合併比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、ノバレーゼに意見する等して、当社との交渉過程に実質的に関与いたしました。

なお、ノバレーゼ特別委員会は、本合併比率の評価に際して、当社の直近株価には、本合併と同時に公表予定である、(i) 当社による通期業績予想値の下方修正及び(ii) ティーケーピーによる当社A種種類株式の普通株式への一部転換の影響が織り込まれていないため、一般的な上場会社同士の合併案件では市場株価法による算定結果を重視すべきであるものの、市場株価法の算定結果は参考値に留め、ノバレーゼが慎重に検証した当社の事業計画を用いた当社の本源的価値を示すDCF法に基づく算定結果を重視すべきである旨の意見を述べております。

ノバレーゼ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本ノバレーゼ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、以下の(i)ないし(iv)について記載された答申書を、2025年11月13日付で、ノバレーゼの取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

- (i) 本合併はノバレーゼの企業価値の向上に資するものであり、本合併の目的は合理的である。
- (ii) 本合併の対価を含む本合併の条件の公正性・妥当性が確保されている。

- (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されている。
- (iv) 本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものである。

(オ) ノバレーゼにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

ノバレーゼは、2025年11月14日開催の取締役会決議において、本合併と利害関係を有しない社外取締役2名及び社外監査役3名が出席した上で、横岩利恵氏及び高木寛氏を除く取締役全員の一致により、本合併を決議しております。

なお、ノバレーゼの取締役のうち、横岩利恵氏及び高木寛氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、ノバレーゼ取締役会における本合併契約の締結に関する審議には参加しておりません。

(カ) 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2025年9月17日開催の取締役会の決議により、ティーケーピーが保有する当社A種種類株式の一部を普通株式に転換し、当社を連結子会社化した上で、当社とノバレーゼとの合併を実行すること（以下、本合併を含む一連の取引を総称して「本取引」といいます。）の検討を進めるにあたり、当社の支配株主となるティーケーピーと当社の一般株主との間で一定の構造的な利益相反関係が存在し、また、一般株主とティーケーピーとの間には情報の非対称性が存在している状況に鑑み、意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロセスに関する当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性、透明性及び客観性を確保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、ティーケーピー及びノバレーゼから独立した、当社の独立社外監査等委員取締役である木村喬氏（公認会計士・税理士）及び角野里奈氏（公認会計士）に加え、両社から独立した外部の有識者である新幸総合法律事務所の熊澤誠氏（弁護士）を含む委員3名によって構成される特別委員会（以下「当社特別委員会」といいます。）を設置しました。なお、熊澤誠氏は、当社の取締役ではありませんが、本取引と同様の類型の取引をはじめとするM&Aに関する豊富な知見を有することを理由として、独立社外監査等委員取締役である委員の知見を補う観点から、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しました。

当社は、当初から上記3名を当社特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、当社特別委員会の委員の互選により、木村喬氏が当社特別委員会の委員長に就任しております。なお、当社特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬のみであり、本合併の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は上記取締役会決議に基づき、当社特別委員会に対し、以下の2項目について諮問し、この項目に関する答申書を当社取締役会に提出することを囑託しました。

- (i) 本取引を実施することの是非を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと。なお、(i)の検討に際しては、(a) 当社の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、(b) 当社の一般株主の利益を図る観点から、合併条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
  - (ii) 当社取締役会における本取引についての決定が、当社の一般株主にとって公正なものであることについて検討し、当社取締役会に意見を述べること
- (以下、(i) 及び (ii) を総称して「本当社諮問事項」といいます。)

また、当社は、上記取締役会決議において、本当社諮問事項に対する当社特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、当社特別委員会が取引条件を公正でないと判断した場合には、当社取締役会は、当該取引条件による本取引の承認をしないこととする旨を決議しております。加えて、当社取締役会は、当社特別委員会に対して以下の4つの権限を付与しております。

- (i) 本当社諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーを選任若しくは指名すること（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社のフィナンシャル・アドバイザー若しくはリーガル・アドバイザー等を指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、特別委員会は、当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。）
- (ii) 特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること
- (iii) 必要に応じ、当社の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本当社諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること
- (iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

当社特別委員会は、2025年9月17日に開催された第1回の会合において、当社が選任する第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザー及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C企業情報部について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

当社特別委員会は、2025年9月17日から答申書提出日の2025年11月13日までの間に、会合を合計11回開催しました。会合以外にも、委員会や第三者算定機関、リーガル・アドバイザー、フィナンシャル・アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交渉の内容等の情報収集等を行い、本当社諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、当社特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、当社特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受けるとともに、森・濱田松本法律事務所が実施したノバレーゼに対する法務DDの結果の説明を受け、また第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザーが実施したノバレーゼに対する財務・税務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。また、かかる検討にあたり、当社から、当社の事業内容・事業環境、主要な経営課題、本合併により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となる当社の事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、ノバレーゼからも、ノバレーゼの事業内容・事業環境、本合併を提案するに至った検討過程、本合併後に想定している施策の内容、本合併によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本合併後の経営体制の方針、合併比率の前提となるノバレーゼの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、当社特別委員会は、両社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ノバレーゼとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

当社特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本当社諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、

- (i) 本取引は、(a)当社の企業価値の向上に資するものといえ、(b)合併比率を含む本取引に係る条件には妥当性が認められ、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続には公正性が確保されていると認められる旨
- (ii) 当社取締役会における本取引についての決定が、当社の一般株主にとって公正なものであると認められる旨

が記載された答申書を、2025年11月13日付で、当社取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

なお、当該答申書において、当社特別委員会は、本合併において予定されている合併比率によると、本合併後において、当社の株主の一定数がノバレーゼの単元未満株主となることが想定されるものの、①本合併比率自体、本当社の第三者算定機関である J-T A P アドバイザリーによる合併比率の算定結果に照らして合理性があると評価できること、②会社法の定めに基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができ、流動性を確保できること、③剰余金配当等を通じて本合併による企業価値の向上による経済的利益を享受できること、④本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められること等を総合的に考慮すると、上記制約が生じることをもって、本合併比率が不当とはいえないと考えられる旨の意見を示しております。

(キ) 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

2025年11月14日開催の当社取締役会では、当社の取締役のうち河野貴輝氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本取引を実施する旨について承認可決されております。河野貴輝氏はティーケーピー代表取締役社長を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、同氏は、当社取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場において本取引に関する協議及び交渉に参加しておりません。

④ ノバレーゼの資本金及び準備金の相当性に関する事項（同条第3項柱書及び第749条第1項第2号イ）

本合併により増加するノバレーゼの資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、両社の合意により定められます。

この取扱いは、法令の範囲内で決定されるものであることから、当社は相当であると考えております。

## (2) 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号、第4項）

### ① 吸収合併存続会社の定款の内容（同条第4項第1号イ）

ノバレーゼにおける現状の定款及び変更後の定款（ノバレーゼは、本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日付で、商号の変更、事業目的の追加、発行可能株式総数の変更、並びに取締役の員数の変更に係る定款の一部変更を行う予定です。当該定款変更に係る議案は、2026年3月19日開催予定のノバレーゼの定時株主総会において上程される予定です。）は、法令及び当社定款の定めに基づき、電子提供措置をとっておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

### ② 合併対価の換価の方法に関する事項（同条第4項第1号ロ）

#### (ア) 合併対価を取引する市場

ノバレーゼの株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

#### (イ) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

ノバレーゼの株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

#### (ウ) 合併対価の譲渡その他の処分の制限の内容

本合併により、ノバレーゼの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することができません。ノバレーゼの単元未満株式を所有することとなる株主様においては、単元未満株式の買取制度（会社法第192条第1項の規定に基づき、ノバレーゼの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。）をご利用いただくことができます。

③ 合併対価の市場価格に関する事項（同条第4項第1号ハ）

ノバレーゼの株式の東京証券取引所スタンダード市場における過去6か月の株価推移は、以下のとおりです。

月別	2025年 8月	9月	10月	11月	12月	2026年 1月
最高株価（円）	333	345	345	368	337	330
最低株価（円）	315	326	326	330	312	303

なお、日本取引所グループがホームページ（<https://www.jpx.co.jp/>）において開示する株価情報及びチャート表示等により、ノバレーゼの株式の市場価格及び推移等がご覧いただけます。

④ 吸収合併存続会社に係る貸借対照表の内容（同条第4項第1号ニ）

ノバレーゼは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しております。（なお、ノバレーゼの最終事業年度（2025年12月期）に係る有価証券報告書につきましては、今後提出予定です。）また、ノバレーゼの最終事業年度に係る貸借対照表の内容につきましては、電子提供措置をとっておりますので、電子提供措置事項が掲載されているウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

**(3) 本合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、第5項）**

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

**(4) 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、第6項）**

① 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（同条第6項第1号）

(ア) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

ノバレーゼの最終事業年度（2025年12月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款の定めに基づき、電子提供措置をとっておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

(イ) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(ウ) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

② 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同項第2号イ）

(ア) ラオックスホールディングス株式会社との資本業務提携契約締結

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、ラオックスホールディングス株式会社との間で資本業務提携契約を締結することを決議し、同日付で同契約を締結しました。

(イ) SBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約終了

当社の主要株主であったSBIファイナンシャルサービスズ株式会社による株式会社広済堂ホールディングスへの当社普通株式の全部の譲渡に伴い、当社とSBIファイナンシャルサービスズ株式会社の親会社であるSBIホールディングス株式会社との間の2020年7月15日付資本業務提携契約書に基づく資本業務提携は終了いたしました。

(ウ) 自己株式の消却

当社は、2025年11月14日開催の取締役会において、同日付で、ティーケーピーにより当社A種種類株式のうち2,000株について、同A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使されることを条件として、当社が取得する同A種種類株式2,000株全てを消却することを決定いたしました。また、当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、当社が基準時の直前の時点において保有する自己株式（本吸収合併の直前に予定されている、ティーケーピーによる同A種種類株式のうち1,000株についての金銭対価取得請求権の行使により、当社が取得する同A種種類株式1,000株を含みます。）の全てを、本吸収合併がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを決定いたしました。

#### 4. 本合併後におけるノバレーゼの経営体制

本合併の効力発生日（2026年4月1日予定）以降における、吸収合併存続会社であるノバレーゼの経営体制の概要は以下のとおりとなる予定です。

名 称	株式会社オンザページ
所 在 地	東京都中央区銀座一丁目8番14号
就 任 予 定 の 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役会長 CEO 渋谷 守浩 (現 エスクリ 代表取締役社長 CEO) 代表取締役社長 COO 荻野 洋基 (現 ノバレーゼ 代表取締役社長)
事 業 内 容	ブライダル事業 レストラン特化型事業 建築不動産関連事業
決 算 期	12月

以上

## 株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区京橋三丁目7番1号  
相互館110タワー11階  
アンジェリオン オ プラザ TOKYO



交通機関のご案内

京橋駅：東京メトロ銀座線京橋駅2番出口直結  
宝町駅：都営地下鉄浅草線宝町駅A4出口より徒歩3分  
東京駅：JR・地下鉄東京駅八重洲南口より徒歩5分

※ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ 車いすでご来場の株主様につきましては、お席への誘導等のご案内をさせていただきますので、お気軽にお声がけください。

※ 株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。